

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 25. 5. 31 第 183 回国会第 16 号

5 月 31 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 ①生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第 70 号）

②生活困窮者自立支援法案（内閣提出第 71 号）

③子どもの貧困対策法案（中根康浩君外 8 名提出、衆法第 19 号）

④子どもの貧困対策の推進に関する法律案（藺浦健太郎君外 1 名提出、衆法第 20 号）

・高鳥修一君外 5 名（自民、民主、公明、みんな）提出の①に対する修正案について、提出者柚木道義君（民主）から趣旨説明を聴取しました。

・各案及び修正案について、参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）東京大学大学院法学政治学研究科教授

岩村正彦君

NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい理事長

稲葉剛君

東京大学社会科学研究所教授

玄田有史君

埼玉県福祉部副部長

樋口勝啓君

遺児と母親の全国大会実行委員長

緑川冬樹君

NPO 法人朝日訴訟の会理事

朝日健二君

・各案及び修正案について、田村厚生労働大臣、伊達内閣府副大臣、梶屋厚生労働副大臣、義家文部科学大臣政務官、丸川厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者山井和則君（民主）及び藺浦健太郎君（自民）並びに修正案提出者高鳥修一君（自民）、山井和則君（民主）及び柚木道義君（民主）に対し質疑を行いました。

・③及び④の撤回を許可することに決しました。

・①及び②並びに修正案について質疑を終局しました。

・①及び②並びに修正案に対し、高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。

・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。

（賛成—自民、民主、公明、みんな 反対—維新、共産、阿部知子君（無））

・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな 反対—共産、阿部知子君（無））

・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな 反対—共産、阿部知子君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

西川京子君（自民）

・生活保護制度の根拠規定である憲法第 25 条第 1 項の理念に関する所見を各参考人に伺いたい。

・孤立無業者（SNEP）とフリーターの違いは何か、また、孤立無業者に対して他者が上手に「おせっかい」をして、支援していくことについての詳細を玄田参考人に伺いたい。

・埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の中の就労支援事業に協力している民間企業をどのように探したのか樋口参考人に伺いたい。

山井和則君（民主）

・3 回にわたり福祉事務所に生活保護について相談に行ったがいずれも生活保護の申請書の交付に至らず死亡に至った札幌市白石区姉妹孤立死事件の面接資料についてどのように感じているか稲葉参考人に伺いたい。

・緑川参考人が子どもの貧困対策に関する法律の制定に向けてこれまで地道に活動してきた中で、政府や国会議員に理解を求めたいことがあれば伺いたい。

足立康史君（維新）

- ・生活保護法改正案及び生活困窮者自立支援法案を巡る最近の報道についてどのように感じているか岩村参考人に伺いたい。
- ・孤立無業者に対して福祉・雇用政策を講ずるに当たり、玄田参考人が提言していたアウトリーチ及び支援者支援について更に具体的に伺いたい。
- ・子どもの貧困対策の分野において今後取組を行っていく上で政治や行政が掲げるべき具体的な数値目標について、緑川参考人及び朝日参考人に伺いたい。

奥水恵一君（公明）

- ・埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の中の教育支援事業について、成功の要因と重きを置いて取り組んだ点について樋口参考人に伺いたい。
- ・埼玉県のような民間団体と行政が積極的に連携した地域中心の自立支援の取組について、緑川参考人に意見を伺いたい。

柏倉祐司君（みんな）

- ・生活保護を受給する母子家庭の子どもとして、自身が具体的に体験してきた出来事を緑川参考人に伺いたい。
- ・国の貧困対策において、今後実施する必要があると考える事項を緑川参考人に伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・生活保護の申請に当たり所定の書類提出を法律上に明記すれば、厚生労働省が運用に変わりはないと明言しても現場においては水際作戦に拍車がかかるという懸念に対する稲葉参考人の意見を伺いたい。
- ・朝日訴訟判決当時と生活保護扶助基準額の大幅な引き下げを決定した現在との共通点について朝日参考人に伺いたい。

（政府に対する質疑）

田畑裕明君（自民）

- ・今回の法改正で生活保護の不正受給は撲滅されるのか。また、現場の窓口で働くケースワーカーが職責を果たせるような環境整備はなされるのか。
- ・生活保護受給者の自立支援策について、高齢者、障害者及び就労可能者などの類型ごとにどのような支援策を講ずるのか。
- ・生活困窮者自立支援法案の自立相談支援事業等の実施主体である地方自治体の自立的取組を厚生労働省としてどのように支援していくのか。

古屋範子君（公明）

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立によって、子どもの貧困に対してどのような効果が見込めるのか。
- ・生活保護世帯の子どもの高校への進学率は一般世帯よりも1割も低く、特に子どもに対する学習支援は必要であると考えますが、子どもの貧困防止に対する厚生労働大臣の決意を伺う。

中根康浩君（民主）

- ・今回の法改正は、生活保護申請時におけるいわゆる水際作戦の強化につながると懸念されているが、厚生労働省の見解を伺う。
- ・今回の法改正で、法律に申請手続等を定めたことによって、口頭による申請を認めるなど現行の取扱いに変更されないことをより明確化した修正案の解釈について修正案提出者に伺う。また、この法案が成立したら、その旨を省令に明記するなど十分に周知を図るべきと考えますが、いかがか。
- ・今回の法改正に盛り込まれている5年後の見直し規定について、5年後の見直しに向けて現場の実務動向等を十分に把握した上で、問題がある場合は、より踏み込んだ法律の改善を図るべきであると考えますが、いかがか。

山井和則君（民主）

- ・生活保護受給世帯における高校進学率の向上に向けた厚生労働大臣の決意を伺う。また、大学や専門学校への進学についても厚生労働省が支援すべきではないか。
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律案が法律として成立することの意義について厚生労働省の見解を伺う。

足立康史君（維新）

- ・子どもの貧困対策に係る議員立法に相対的貧困率の改善を目標として定めることについて、両衆法の提出者それぞれの見解を伺う。
- ・生活保護法改正案の生活保護の申請手続規定は現行の運用を変えるものではないのだから修正する必要はないと考える。また、修正案で定める申請書の提出を不要とする「特別の事情」を主張する人が出るのではないか。
- ・不正受給に係る徴収金と保護費の相殺について、本人の申出は期待できない。運用における工夫が必要ではないか。

中島克仁君（みんな）

- ・生活保護の受給率に自治体間で格差があることについて、厚生労働省はどのように認識しているか伺いたい。
- ・生活保護制度における扶養義務者の範囲は民法の扶養義務者と同じであるが、民法の扶養義務者の範囲は諸外国と比較して広すぎるのではないか。
- ・貧困ビジネスの取締りに関する厚生労働省の取組について伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・生活保護申請時に提出する資料を規定する生活保護法改正案第24条は削除すべきと考える。「特別の事情があるときは、この限りでない」旨のただし書を置く修正にとどめた理由について修正案提出者に伺いたい。
- ・生活困窮者自立支援法案により自立相談支援事業などが実施されることになるが、これにより、生活保護の申請に来た人が、まず自立相談支援事業に回されることにならないか、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・一般就労が困難な生活困窮者や生活保護受給者を非雇用型の就労などに就かせることで生活保護からの脱却と水際作戦のツールにはならないと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

2 子どもの貧困対策の推進に関する法律案起草の件

- ・松本委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・山井和則君（民主）から発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産、阿部知子君（無））

3 子どもの貧困対策の推進に関する件

- ・「子どもの貧困対策の推進に関する件」について、松本委員長から決議案が提出され、趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産、阿部知子君（無））
- ・田村厚生労働大臣から発言がありました。